

会 議 記 録

会議名称	平成 23 年度 第 1 回杉並区減税基金委員会
日 時	平成 23 年 7 月 4 日 (月) 午前 9 時 58 分 ~ 午前 11 時 19 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	<p>【委員】 原田委員、龍前委員、堀場委員、瀬口委員</p> <p>【区側】 松沼副区長、政策経営部長、会計管理室長、政策法務担当部長、 企画課長、財政課長、課税課長、会計課長、行政改革担当副参事、 法務担当課長</p>
配布資料	<p>資料 1 平成 23 年度杉並区減税基金運用計画について (諮問)</p> <p>資料 2 区の財政状況について</p> <p>資料 3 杉並区基本構想審議会の開催経過について</p> <p>資料 4 東日本大震災に対する杉並区の対応について</p> <p>参考資料 1 東北地方太平洋沖地震対策と平成 23 年度予算の執行について</p> <p>参考資料 2 平成 23 年度杉並区一般会計補正予算</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 審議案件 (1)平成 23 年度杉並区減税基金運用計画 (案) について</p> <p>3 報告事項 (1)区の財政状況について (2)杉並区基本構想審議会の開催経過について (3)区の震災対策について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>

会議録中、委員名は原則として「委員」と表記しています。

会長 それでは、皆様おそろいでございますので、時間は一、二分早いですが、開催いたしたいと思います。

ただいまから、平成23年度の第1回杉並区減税基金委員会を開催いたします。

まず、本日の内容につきまして、事務局より簡単にご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

行政改革担当副参事 はい。それでは、私の方からご説明させていただきます。

昨年度1月に開催以降、今回、23年度、新年度に入ってから第1回目ということでございます。

まず、次第の方で確認させていただきますけれども、本日は審議案件といたしまして、23年度の杉並区減税基金運用計画、こちらの案につきましてご審議をお願いするということが1件ございます。その後、報告事項ということで、記載の3件についてご報告申し上げ、それぞれご意見またはご質問等を承りたいと考えてございます。

この機会に、資料の確認もあわせてさせていただきたいと存じます。

次第書をめくっていただきますと、資料1といたしまして、「平成23年度の減税基金運用計画について」ということで、諮問書の頭紙がありますけれども、計画案がついたものがございます。

それから、資料2といたしまして、「区の財政状況について」という資料がございます。

その次が資料3ということで、「杉並区基本構想審議会の開催経過について」という資料がございます。

それから、資料4ということで、パワーポイントの資料ですけれども、こちらの方が「東日本大震災に対する杉並区の対応について」というつづりの資料がございます。

最後の方に、参考資料1、2ということで、3月31日付の資料と、それから参考資料2として、23年度杉並区一般会計補正予算の概要の資料がございます。

資料は皆様おそろいでいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日ですけれども、小宮委員から所用のため欠席というご連絡をいただいております。

それから、4月1日に人事異動がございましたので、説明員が1名交代しております。その紹介だけさせていただきます。

会計管理室長が交代いたしまして、遠藤にかわりました。

会計管理室長 おはようございます。会計管理室長の遠藤でございます。どうぞよろし

くお願いいたします。

行政改革担当副参事 その他の説明員につきましては交代ございませんので、割愛させていただきます。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございましたけれども、本日は平成23年度の基金運用計画の審議、審議事項としてはそれ1件でございます。

それでは、本日の委員会の審議事項であります平成23年度杉並区減税基金運用計画につきまして、審議を行いたいと思います。

なお、計画案につきましては、区長から諮問をお受けしているところでございますので、写しが配付されております。そちらをごらんいただければと思います。

では、審議に先立ちまして、事務局より説明等をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

会計課長 おはようございます。本年度の減税基金の運用計画（案）をご審議いただきます。

それでは、まず、諮問のかがみ文をお開きいただきまして、平成23年度の杉並区減税基金運用計画（案）につきまして、これからご審議いただきますので、ご説明をさせていただきます。

最初に、大きな一つ目としまして、今年度の基金の運用方針でございます。

基金の積立額及び運用額でございますが、今年度の減税基金については、新たな基本構想を策定する中であらためて議論し合意形成を図ることとなっておりますことから、基金への新たな積み立ては行わず、平成22年度末時点の運用残高をベースに運用を行うということでございます。

次に、運用の方法ですが、減税基金の運営について今後の方針が明確になるまでの間、運用は現在保有している債券及び預金を継続して保有することを原則とし、運用収益が発生した場合には、その資金を預金に積み立てることといたします。

次に、運用目標の利回りは、杉並区減税基金管理方針に基づき、長期国債証券の利回り以上を目指すとしておりますので、現下の金利情勢から、1.5%を目標として運用します。

裏面に行きまして、大きな二つ目としまして、減税基金の22年度の運用実績と今年度23年度の運用予測を表にあらわしてございます。

平成22年度の運用実績の年度末残高は、1月11日の本委員会に中間報告をいたしましたときより、経過利息が少し乗ってございますので、若干増額となっております。額としては10億3,435万2,000円となっております。

23年度の運用予測では、年度末予測残高10億4,880万2,000円とし、想定利回りは1.509%としました。

大きな三つ目は、基金運用管理の考え方をお示ししてございます。

まず、運用商品ですが、今年度は新たな積み立てを行わないため、新規に債券を購入することはございません。預金は債券の運用から生じた収益金としてございます。

次に、競争性の導入、金融機関選択の基準、そして次ページには運用期間、最後に満期保有の原則など、平成22年度の運用計画でもお示ししました基本的な考え方を記載してございます。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問あるいはご意見ございましたら、承りたいと思います。

基本的に、新たな積み増しといえますか、基金の繰り入れはないものですか、従来どおりという。

行政改革担当副参事 そういうことです。

会長 昨年の基金の運用をそのまま継続しているということでもよろしいわけですね。

行政改革担当副参事 考え方としてはそういうことでございます。

委員 すみません、すごくつまらない質問なんです。言葉じりをとらえているというふうに思われるとちょっとまずいのですが、あらかじめそういう誤解を招く可能性があることをお断りしてお伺いします。

「減税基金については新たな基本構想を策定する中であらためて議論し合意形成を図ることとなっております」と。ここはわかるのですが、その後、新しい基本構想が生まれる前の段階において、「減税基金への新たな積み立ては行わず」というところに来るのが、どうして「従って」なのかというのがよくわからなかったのです。というのは、新しい基本構想が策定される前の段階では、前の考え方が生きているとすると、減税基金への積み立てを行わないというのが自動的に出てくる結論なのかどうかというところが、私はちょっと理解できなかったのです。そこはもともとそういう発想だったのでしょうか。

会計課長 なかなか文章上難しいご指摘でございますが、基本的に、現在、基本構想の

審議をさせていただきます。その審議の過程の中で、これから議論をして、合意形成を図って、結論を導いていくという中で、現在、基金への新たな積み立てについては凍結ということになってございますから、そういう意味で、新たな積み立ては行わないという考え方で表記をしたところでございます。ご理解ください。

委員 了解しました。その「凍結をする」ということが一言書いてあると、多分、何も誤解を生まないと思うので、それでもう、私は理解できました。ありがとうございました。

会長 このところは区長のご意見ということでしたよね、前回のお話ですと。

政策経営部長 よろしゅうございますか。今年度23年度の予算をつくるにおきましても、新たな基本構想を策定する中で議論していくと。その間においては、新たな積み増しは行っていかないということで予算を組んでいますので、そういった流れの中で、この問題についてはご理解いただければよろしいかと思っております。

後ほどご説明申し上げますが、それとは別に、今の経済状況を受けた動向の中でも、基金の積み立てというのは現実的にかなり難しいところがございます。それはまた別の話でございまして、考え方としては今ご説明したところでございます。

会長 よろしゅうございますか。その他、ご質問ございますか。

審議事項でございますので、これはご承認いただいたということで進めるわけですよ。

皆さん、よろしゅうございますか。この委員会としては、以上の点につきましてはご承認をいただいたということで進めさせていただきたいと思っております。

(了承)

会長 はい。ありがとうございました。

それでは、続きまして、報告事項に入ります。

報告事項でございますけれども、事務局の方でよろしいですか。よろしく願いいたします。

財政課長 財政課長の関谷と申します。

私の方から、区の財政状況について、ご説明を簡潔にさせていただきたいと思っております。

この資料でございますけれども、基本的には、前回1月にご説明をさせていただいてございまして、その時点では、23年度の予算が策定過程ということで、若干でございますが数字が変わっているということと、22年度の数字の方もその後補正がされていますので、それも数字が変わっているということで、あわせて、今後の見込み的なところも含めてご説明をさせていただきたいと思っております。

歳入のところでごらんいただきますように、当時としては震災が発生する前でございますが、23年度予算も厳しい見込みで予算編成を行っております。その後、3月11日の大震災が発生しまして、それによる生産活動だとか消費の減速だとか、予想されてございますけれども、また、年度後半には、復興需要等で持ち直しに向かうという見解があるという一方で、海外経済が失速していかだとか下振れの懸念が残っているということも、様々な経済予測などに留意しながら財政運営を行っていく必要があるかなとは考えてございます。

区民税につきましては、当初から1.7%の減、575億という財政計画上の見込みでございます。また、財政調整交付金については335億ということで、これは22年度当初の財政計画では325億で、10億、景気が上積みで持ち直すということで、微増で組んでございます。財政調整交付金については、法人市民税が原資になってきますけれども、これについては、今後、企業の決算状況が都税の方に反映されてくるのが8月、9月ということになってきますので、どういうふうに展開していくのか、若干不透明な要素がありますが、計画どおりにいただけたらということも考えてございます。いずれにしても、今後の展開は非常に厳しい状況になってくるかなとは考えてございます。

歳出の方でございますけれども、歳出の方も、これも基本的に大きく変わりはございませんが、22年度、23年度、先ほど申し上げましたところで、若干数字の入れかえがございます。これについては、1月の段階でもご説明させていただきましたように、生活保護費が、これは杉並区だけではなくて、ほかの自治体も含めて、大きく扶助費の増加ということが出てきておりますが、職員人件費だとか公債費については減傾向であって、全体として歳出は横ばいではございますけれども、扶助費、国で言うと、社会保障費が大きく増えているという状況の中で、増要因が出てくるだろうとは見込んでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

会長 はい。ありがとうございました。

何かご意見、ご質問ございますか。

行政改革担当副参事 一括して、ほかの報告事項もさせていただければと思います。

会長 それでよろしいですか。はい。

企画課長 企画課長です。私の方からは資料3でございますけれども、基本構想審議会の開催経過につきまして、簡単にご報告を申し上げます。

10年後の杉並のあるべき姿、将来像を示す新たな基本構想の策定に向け、昨年12月に基本構想審議会を設置して議論を進めているところでございます。

まず、1番の審議会のところでございますけれども、昨年度、3回の全体の審議会を開きました。正副会長を選出して審議会の体制を整え、基本構想に関する区の考え方、スケジュールなどを確認いただいた上で、人口の動態などの資料をお示ししながら、全体的な議論を年度末までに行ってまいりました。

最後のページに審議会の委員37名の名簿がついてございます。なお、この間、役職、所属等がかわられた委員がいるほか、区議会議員選挙の後、議会から委員の推薦がえに伴い、一部の委員が変更になってございます。

1枚目に戻っていただきまして、審議会では、この間、3回にわたり杉並区の10年後の課題の整理を行ったわけですが、少子高齢化の進展、あるいは、ただいま説明がありました区財政を取り巻く状況、それと、東京のまちが大きく変化してきている中で、幾つかの論点が出され、現在は、そうした課題の整理を踏まえて2番にあります各部会の分野別の議論に入っているという状況でございます。

部会でございますけれども、第1部会はまちづくり・産業・環境、第2部会は保健・福祉・医療、裏面にわたりまして、第3部会は教育・子育て・文化、こういった分野領域にわたりまして、今、子細な議論が進められているということでございます。

なお、(4)にあります調整部会でございますけれども、協働の地域社会づくり、区の今後の行財政運営、それと、3部会にかかる全体の調整事項について、学識経験者を中心とする調整部会で並行して議論が進められているところでございます。

そして、大きな3番でございますけれども、この間、様々な区民等のご意見を、新しい基本構想づくりに生かしていく取り組みの一環として、区民アンケートなどを実施してまいりました。区民アンケートについては昨年11月に実施して、10年前の現行の基本構想をつくる時に行った同様の調査と比べますと、約4倍の多くの回答をいただきました。ただ、この区民アンケートがかなりご高齢の方のご回答が多かったということもあって、今年の2月には、転入・転出者向けのアンケートを追加実施して、多くの若い世代の声も聴いてきたものでございます。

なお、三つ目にあります「10年後の杉並を考える区民意見交換会」の実施でございますけれども、これも区民参加の取り組みの一環として、6月4日の土曜日、終日かけまして実施しました。無作為抽出で1,000人の区民に参加を募ったところ、107名、10%を超える方々が、ご参加の意向を示されました。当日は諸々のご事情によって、77名のご参加ということでしたけれども、世代、性別、そして地域、それぞれバランスのとれた形でご参

加をいただいて、自由闊達に意見交換が行われたところでございます。この結果につきましては、現在、報告書を取りまとめておりますけれども、概要版を作成して、審議会の各部会に資料提供をしたところでございます。

また、最後のところでございますが、各種団体からも並行してご意見を頂戴しました。もとより、審議会の委員には、区内の関係の団体、12団体から委員をご推薦いただいておりますが、たくさんの団体がある中で、5月から6月にかけて、忌憚のないご意見をいただいたところでございまして、42団体から合計72件にわたるご意見をいただきました。これも既に各部会に資料を提供して、審議の参考にさせていただいているところでございます。

大きな4番の今後の主なスケジュールでございまして、各部会の議論、これが今、最終のまとめの段階に入っております。少し中旬にずれ込むかと思っておりますけれども、各部会の報告という形でまとめていただきまして、それを7月下旬に開催予定の第4回の審議会でご報告して、以降、基本構想案のまとめに入っていきたいと思っております。今後、それがまとまった段階で、区民等の意見提出手続を行い、いただいた意見も踏まえながら、全体調整をして、来年1月に審議会からご答申をいただき、来る24年の第1回の区議会定例会で新しい基本構想を議決いただきまして、それに基づく区政運営を進めてまいりたいと思っております。

現在、こうした新基本構想づくりと並行して、庁内ではその実現に向けた道筋としての総合計画の検討も進めているところでございます。

簡単ですけれども、以上でございます

会長 はい。ありがとうございました。

それでは、引き続き、区の震災対策、ご説明いただきたいと思います。

行政改革担当副参事 はい。それでは、私の方から、資料4とそれから参考資料1、2になりますけれども、「東日本大震災に対する杉並区の対応について」という資料に沿ってご説明をさせていただきます。

3月11日に発生しました東日本大震災でございますが、東京都内におきましても震度5強ということで、当然ながら、委員の皆様もご体験されて、報道等もごらんになっているかとは存じますが、杉並区でどういう対応をしてきたのかということをお簡単にまとめさせていただきましたので、ご説明をさせていただきたいと存じます。

資料ですけれども、まず地震の概要について、もう既にご承知のことかと思っておりますので、

ここの部分は省略をさせていただくということをお願いしたいと思います。杉並区内でも震度5強ということでした。

めくっていただきまして、区内の被害状況でございますが、人的被害について、幸いなことに死亡者はございませんでした。ただ、負傷者ということで、けが人は出てございます。物的被害ということで、記載のとおりですけれども、区の方で確認をしたところ、このような被害状況が出ているということでございます。

区の態勢でございますけれども、地震があって、すぐに災害対策本部を設置いたしまして、その後、記載のとおりの本隊設置、震災救援所等の開設を行っているところでございます。従事職員数は、当初ということで、初動で行った、この3日間の延べ人数が記載のとおりでございます。

次のページにまいりますけれども、特に、今回、都内におきましては、帰宅困難者の発生というのが非常に大きかったかと存じます。区立の小中学校は、避難所として開設するとともに、帰宅困難者の方々の一時救護所という意味合いも込めまして、設置したところでございます。地域区民センターまた区役所ロビーも、その間、特に金曜日の夕方ございましたので、それから夜、終日、帰宅困難者の休憩所用ということで開設したところでございます。

それから、避難者の推移ということでは、12日の午前から午後、また13日ということで、記載のとおりでございます。日曜日の最後の1名が帰宅されるまで、避難者がいらっしまったという状況でございます。

その下の欄でございますが、区役所ロビーの状況ですけれども、この帰宅困難者の方々の救護所、避難所ということで開けさせていただきまして、ピーク時点では200名程度の方々が1階のロビーで休憩をされるということがございました。この間、特に寒い日ございましたので、温かいおみそ汁とクラッカー等を提供しながら、帰宅困難者の方々にそれぞれお配りするとともに、休憩所として提供をさせていただいたということでございます。

また、青梅街道沿いの杉十小、またその他、青梅街道沿いにあります学校は、特に帰宅困難者の方々に優先的に使っていただくような避難所という形で開設したところでございます。その中で、備蓄品の提供ということで、記載のとおり、食料品また毛布等を配付させていただいたということでございます。

めくっていただきまして、罹災証明等の相談もございましたので、こちらに記載の内容

で、相談等も受け付けるとともに、罹災証明のための調査も行ったところでございます。

対応方針としましては、3月13日時点で、以下の3点について決定したところでございます。まず、地震被害者への対応に万全を期するということと、このときに発生いたしました電力不足に対応するというところで、区立施設の利用時間等の制限等を行ったところでございます。また、被災地への必要な支援に全力を尽くしていくということで、この後の資料に引き続いていくものになります。

あわせて、区の内部で危機管理対策会議というものを設置いたしました。特に、この震災後、原発の事故が発生し、それに伴う計画停電等、新しい課題が出てきましたので、これに対応するという含めて設置をしたところでございます。その中に部会を設置いたしまして、情報収集、財政状況の危機への対応、避難者の受け入れ、区民サービスを節電等も行いながらということですので、その対策、生活支援、教育の対策、こういったところで、それぞれ部会を設置したところでございます。

特に、震災当初におきましては、計画停電というものがございました。当初、東電の対象地域には、記載のような形で約1万4,000世帯が対象になるところがございましたので、呼びかけ等を行ってきたところですが、その後、計画停電対象から外れたということでございます。また、あわせて、この計画停電に対する区への相談ということで、窓口対応も実施してきたところでございます。

おめくりいただきまして、また、この原発事故に起因いたします放射性ヨウ素が都内の金町浄水場で発生・検出されたということがございました。これにあわせて、東京都から乳児等に飲用制限が出されたことも踏まえまして、区では職員100名体制で、各戸別に訪問いたしまして、飲料水の配布をしたところでございます。こちらの方は、その他の自治体では、多くが役所に取りに来てくださいという対応をしていたところですが、杉並区としては、戸別訪問で対応させていただいたということで、その後、訪問できなかった家庭につきましては、保健センターでの配布に切りかえていったわけですが、当初の対応としてはそのようにさせていただいたところでございます。

その下の10番目になりますけれども、杉並区は災害時相互援助協定というものを福島県の南相馬市と結んでございます。それを踏まえまして、南相馬市への支援を中心に活動を展開してきたということで、これからの説明にまいります。なお、災害時の相互援助協定につきましては、それぞれ締結している自治体がありますので、こちらに記載のとおりということで、ごらんいただければと思います。

次のページに参りますが、南相馬市は記載のとおりの方所にございます。相馬野馬追というものが有名なところにございます、地震発生時、震災時の震源が近いとか、震度かなり高いところということで、浜通りというのがよく出てきますけれども、これが南相馬市のあたりになります。

南相馬市ですけれども、地震の被害、当然津波もあって、さらに原発ということで、三重の被害が発生しているところにございます。記載のとおり、市内の4分の1が原発から20キロ圏内ということで、また、さらにその2分の1が20キロから30キロ圏内ということで、非常に原発の影響を受けている地域でもございます。

おめぐりいただきまして、南相馬市民の避難状況にございます、津波によって市内の壊滅、また原発からの退避ということで、約7万の市民がいるわけですが、そのうちの4万人が300カ所以上の県内外への避難をしています。主な避難先ということで、こちらの方に記載しているとおりでございます。たしか、都内では、東京都の赤坂のプリンスホテルなどにも避難されていた方がいらっしたかと思ひます。

また、杉並区の支援といたしまして、避難者の受入れということで、群馬県の東吾妻町に、区の保養施設でコニファーいわびつというものがございまして、南相馬市長からの要請もございまして、そちらの方に20キロ圏内の方々も含めて、約400名以上の方々東吾妻町の町営施設とあわせて避難をしたところにございます。こちらを行うために、東吾妻町と区でバスをチャーターいたしまして、南相馬市にバスを乗り入れて、こちらの方に避難していただいたということがございまして、また、受け入れした後、保健師などによる健康ケア、また、区費教員がございますので、その教員による教育ケアといったものを実施したところにございます。また、あわせて小千谷市にも避難をしている方々がいらっしますので、この方々に対するケアも実施したところにございます。

次のページにまいりますけれども、区内へ避難されるという方もございまして、民間賃貸住宅の借り上げ、また公営住宅等にご避難いただいたということと、当然、避難されている方々は住民登録がないという方もございますので、これは原則すべてのサービスを準区民として提供するというものもございます。

あわせて、物的支援ということで、福島県への支援、また南相馬市へということで、3月16日から物資の提供等でそれぞれ行ってきたところにございます。3月18日の南相馬市への支援でございますけれども、このときには田中区長自ら赴くという形で支援等も行ってきたところにございます。

おめくりいただきます。人的支援について、南相馬市に対しましては、避難者のバス送迎、また救援物資の支援ということもございましたけれども、それ以外にも職員の随時派遣というものを行ってございます。現在3カ月間の長期ということで、職員7名が派遣されているところでございます。また、あわせて、先ほどもご説明したとおりでございますが、東吾妻町また小千谷市、そういったところへの派遣等も行い、ケアを行っているところでございます。また、国や都の要請があって、宮城県への派遣等も行っているところでございます。

また、見舞金でございますけれども、まず3月17日の時点で、南相馬市に300万円の見舞金をお届けしてございます。また、義援金ということで、日赤の義援金のほか、南相馬市への義援金ということで実施をしてございまして、6月21日現在が、こちらに記載のとおりでございます。現在、南相馬市への義援金は、たしか1億5,000万円を突破したかと存じます。これを受けまして、5月15日には、南相馬市長に1億円を贈呈しているところでございます。

次のページにまいりますけれども、区内での支援ということで、南相馬市に対してチャリティーバザーを実施しているところでございます。まず、4月3日には桃井原っぱ公園で、5月29日には柏の宮公園で実施してございます。これは売上金を義援金として南相馬市に寄附するというで行うものでございます。また、このバザーの際には、南相馬の避難者の方々もそれぞれバザーに参加するというのもございました。

その次に、19番目になりますけれども、自治体スクラム支援会議ということで、杉並区が災害時の相互援助協定を結んでいます、東吾妻、小千谷、名寄、そういったところが連携して南相馬市を支援しようということで、通常の支援ですと、自治体が都道府県、国といったレベルに上がって、下がってという形の支援要請、また支援の体制という形になってくるものでございますが、これは区市町村レベルで、横できちんと連携をとって、迅速かつきめ細かに対応しようという動きで、このような自治体スクラム支援というものを提唱しまして、国に対しまして、法整備をお願いしたいということで要請してきたというところでございます。

おめくりいただきます。少し長くなって恐縮ですけれども、今後、引き続き取り組む課題ということで、避難者への支援、また、この夏の節電もでございます。それから、放射線量の測定、また生活支援といったところがそれぞれあるかと存じます。特に、夏の電力不足に備えた節電対策でございますが、現在もこの委員会室は室温がちょっと高くなってご

ございますけれども、区の施設の使用の最大電力につきましては、ピーク時の20%削減を目標として取り組んでいるところでございます。あわせて、出先事業所につきましても、それぞれ削減をしていこうということでございます。ただ、この中で、学校に関しましては、別途15%の削減目標を設定しているところでございます。

次のページになりますけれども、節電対策の5原則ということで、記載のとおり5原則を定めたところでございます。

また、独自の放射線量の測定ということで、記載のような測定を行うということでございます。測定方法につきましては最終ページにございますが、そちらの方をごらんいただければと存じます。

以上が資料4でございます。

なお、参考資料1、それから参考資料2でございますけれども、まず、参考資料1でございますが、この時点では、「東日本大震災」という名称がまだなかったころになりますので、「東北地方太平洋沖地震対策」と記載してございます。財政危機に対する対策部会ということで、新年度の予算につきましては、不要不急の事業については、いったん支出の見送り等もしながら、事業の見直しを進めたということも含めて、また、節電等の対策、また区立施設の安全性の確保ということ、それぞれを対策と予算の執行ということで取り決めをしたものがこの参考資料1でございます。

また、参考資料2でございますが、6月に開催いたしました杉並区議会第2回定例会に提案し、議決されたものでございますが、23年度の一般会計補正予算の概要でございます。

1枚目の裏面になりますけれども、主な歳出事業ということで、東日本大震災の対策関連について、このような内容のものを計上したところでございます。

派遣職員の人件費等のほか、庁有車として機動的に使えるようにということで、通常の前付バイクではなくて、オフロードタイヤを装備したものを購入しよう。また、防災無線、行政無線の放送内容等に対応できる、電話などで確認できる装置、また、携帯型の無線機、デジタル無線機を購入していくという経費の計上です。また、特に3月11日、夜間、避難所を開設したわけでございますけれども、非常に暗くて場所がわかりにくいといったところもございましたので、投光器、発電機等に関する経費も計上したところでございます。また、節電対策ということで、商店街等のLED化を行うということと、今般の暑さ対策ということで、高齢者の方々の熱中症対策の費用など、また、放射線量の調査・分析に要する経費等を計上して、このような補正予算を組んだという内容の概要の資料でござ

います。こちら、参考資料2ということでございます。

少し長々として申しわけございませんが、以上が杉並区の対応についてというものの報告でございます。以上でございます。

会長 はい。ありがとうございました。

それでは、3点の報告事項、財政状況、それから杉並区の基本構想審議会、それから震災対策につきまして、どれでも結構です。どうぞ。

委員 報告事項2番で1点、それから3番で2点ほど申し上げてみたいと思います。

ご報告事項の2点、杉並区基本構想審議会の開催経過につきましてということをお願いして、特に、先月6月4日の、各世代を越えて、10年後の杉並区を考えるという集いに多くの方が参加してくださって、意見の集約をされているということでございますが、現在私もがかかわらせていただいております減税基金と今後の区の財政、この焦点にかかわってくるということではないかと思われますので、ぜひ、重要な参考資料にさせていただき、またご報告をお願いしたいと思います。

それから、報告事項3の区の震災対策について。まず、1点目は、卑近なことではございますけれども、乳幼児への各戸飲料水の配布は大変好評でございました。各区ではまだ見られなかったということで、このことについては大変話題に上がったように私としては感じております。

それから、もう一点は、義援金対策等を伺いましたが、今後、イエスかノーかのあたりになっております原発に対する今後の見守りとしても、放射線量の測定ということは、特に次世代に向けても重要なことだろうかと思いますので、続けていただきたいと思っております。

以上でございます。

会長 はい。ありがとうございました。

政策経営部長 少し補足させていただきます。最後の放射線量ですが、区では、この時点では、小中学校ですとか、東西南北に4カ所ずつで測定するということがあったのですが、なかなか区民の皆さん、特に親御さんから、やはり自分の学校がどうなのかとか、非常にご心配なことがございまして、区といたしましては、7月中に全区立の小中学校や保育園ですとか、そういったところでもきちんと調べて、やはり区民の皆さんの安心といたしますか、そういったことをきちんとやっていくような形で、今取り組もうとしているところでございます。

会長 その他、ご質問ありますか。

どうぞ。

委員 よろしいですか。幾つかお伺いしたいことがあります。

一つは、この杉並区基本構想審議会の答申と、この減税基金についての新たな基本構想というものの関係というのがあるのかどうかということが第1点の質問です。そもそも基金の運用が凍結されてしまうと、事実上、この委員会で議論をする中身が乏しくなってしまうという問題が生じていると思うのですが、それがいつごろ解除されるのかということ。解除というか、検討できるような状況になるのかというのをまずお伺いしたかったのです。この減税基金についての新たな基本構想と杉並区基本構想審議会とどう関係があるのかというのをちょっとお伺いしたかったのが一つ。

それから、2点目としては、技術的な質問ですが、今年の歳出の中身をみると、ずっと平成20年度以降、「その他」というのが一番大きい項目なんです、「その他」というのは具体的に何が含まれていたのでしょうかというのが2点目の質問です。

それから、第3点目ですが、東日本大震災対策ということで、自治体スクラム支援会議で国に働きかけられたというのは非常にすばらしい活動だと思っております。中国の四川大地震が発生したときに、中国は国が主導する格好で、全国の自治体と被災地を連携して、全国版の自治体スクラム支援体制を組んだんですね。実は、震災直後から、それを今回日本でも採用するべきだというのが私の提案だったんですけども、その中で、いち早く全国に先駆けて動いたのが杉並区だったものですから、私とも縁が深い杉並区が動いているというのは非常に心強く、うれしく感じていた次第です。その中で、国に対して働きかけられているというのはすばらしいと思うのですが、実際この働きかけの後、国はどういうふうに動かれたのかというのが三つ目の質問です。

四つ目ですが、震災対応全般として、二つ、お伺いしたいことがあります。一つは、この南相馬市の支援というのもまたすばらしいことをやっていらっしゃるのですが、その中で南相馬市の農産物を購入するというのを、杉並区として何かやっていらっしゃるのがあるのかというのが一つ目の質問です。二つ目の質問は、これは実は私が、震災対応対策委員会の方にも申し上げていたのですが、被災地で発生した震災孤児、この震災孤児を助けようという動きは、日本全国から、いろいろなところで声が上がって、資金も随分集まっていると思うのですが、実際、汗をかく人たちというのがあらわれていないというのが私の認識なんです。資金は多分国も出すし、財界も出すし、いろいろなところからお金

は集まってくると思いますので、そのための一部の施設をできれば杉並区に建てて、何人ぐらいいるのかわからないですが、全部を引き受けるのは無理にしても、数十人レベルの施設でも構わないので、国の資金を使って施設を建設し、杉並区内に震災孤児を引き受ける。施設維持費および震災孤児の生計費を賄うような支援を国でまずやってもらった上で、杉並区の学校でこの子供たちの教育をきちんと引き受けていくということを提唱されてはどうかというのが私の提案であったわけなんです。なぜかといいますと、私自身がかかわっていた杉並師範館の卒塾生たちというのは、こういうことに対しては極めてエネルギーに動く精神性を強く備えているメンバーでありまして、実際この被災地に杉並区が教員を派遣して、教育面でのサポートを行ったメンバーの中にも何人か師範館の卒塾生が含まれていて、自分から手を挙げて行ったと聞いております。また被災地に行った本人も一段とたくましくなって帰ってきたという報告も受けております。そういう意味で、やはりそういう適性を持った杉並師範館卒の教師が120人いるこの杉並区でこういう震災孤児を引き受けることができれば、日本に対するすごく大きな貢献にもなるし、杉並区の誇りにもなるし、将来杉並区に感謝をしながら育っていく人たちがまた大きな活躍をしてくれるという、将来の貢献にもなるかなと感じている次第です。そんなところも、また、私の個人的な意見かもしれませんが、申し上げたかったということでございます。

以上、少し長くなりましたが、質問と意見ということで述べさせていただきました。ありがとうございました。

会長 どうぞ。

企画課長 1点目の基本構想審議会と減税基金の関係ということですがけれども、もともと区としては、今回の基本構想を議論する中で、行財政のことも含めて様々なご議論をいただいて、この問題をどういうふうに考えていくかという点で、ぜひ参考にしたいという思いがございました。特に基本構想審議会にこの減税基金の扱いについてどうするかということをお諮りして答申いただくと、こういう関係にはないので、私どもとすれば、議論を通じて様々なご意見をいただいて、そうしたものを十分参考にして、今後区として総合計画をつくっていく中で意思決定していく、それが基本的なスタンスだろうと、このように考えているところでございます。

財政課長 それでは、私の方から、ご質問がありました歳出の「その他」のところでございます。これは、グラフで最初の全体像をあらわすので、どうしてもわかりにくい話にはなってしまうまして、数字としては大きいのに「その他」でくくられていて申しわけあ

りません。「その他」の大きな項目は、職員人件費や扶助費、公債費、投資事業以外のものです。例えば、既定事業、それから、基金の積立金だとか、それから特別会計、国保の会計に繰り出しをしたもの、そういったものだとか、既定事業の中で、金額が大きいものでいくと、小中学校の運営管理だとか、情報システムを回すための費用だとか、そういったものでございます。

政策経営部長 それでは、続きまして、南相馬市関連の国との関係をお話し申し上げたいと思います。

従来、こういった震災が起きると、災害救助法が適用されて、南相馬の場合は福島県ですから、県から避難者の受け入れをどうするかというのは、東京都に要請があって、東京都から各区なり都下の市町村に来て、それに基づいて行ったものについて、財政的な措置がされるという流れ、いわゆる垂直的なんですね。ですから、そういったものがなく、区が独自に行ったものについては、要するに、これはもともと要請したものではありません、そういったところがありまして、そうすると、かなり時間がかかってまいります。今回もそんなところが最初はございました。

そうではなくて、杉並区では、要するに、横のそれぞれの基礎自治体相互間が連携した災害協定ですとか、あるいはそれを通じていろいろと連携しているところが行いました。例えば、今回ですと、南相馬市から30キロ圏内に入った地点で、一時もう、福島県の県庁の職員もなかなか物資を届けられないようなところがございまして、杉並区からバスをチャーターして、向こうの市役所の前に避難してきた人たちを東吾妻町と一緒にコニファーいわびつに、旧自然村にお連れしました。そうすると、それはこちらがしたわけですから、福島県から要請されたものでもないのですが、やはりそういった水平的に行った方が迅速だし、柔軟な対応ができる。

そういったことについてスクラム支援会議を立ち上げまして、国それから総理にもお会いして、それから厚労省ですとか総務省にも要請しました。その後、国もこういったものは出していこうと。厚労省の通知も、今回については、弾力的、柔軟に行うということで、通知も出ていますので、そういった流れが出てきています。これは必ずしも、今後100%求償したものができかどうかというのはこれからの課題でもありますけれども、そういった形で、私どもも、市町村、基礎自治体レベルの支援で、きめ細かな支援に対して国もそういったことができるような流れになりつつあるのかなという期待感も込めているというのが一つでございます。

それから、南相馬市の農産物も、この前のチャリティーバザーなども実施しておりますし、南相馬市のゴーヤも私どもでここで販売したり、そういった取り組みをしているところでございます。

それから、最後の今回の震災孤児の問題というのは、これは区というよりも、それぞれお子さんたち、ご親戚の方ですとか、いろいろなつながりもございますので、その辺の場合どこができるのかということ、なかなか、今この場でどうこうということではないですけれども、そういった問題も今後はいろいろと出てくるのかなという感じはしますし、杉並区の職員それから教員を含めて、被災地、特に学校の先生は南相馬だけではなくて、東北にもいろいろと、やはり殉職なさった先生などもいらっしゃいますから、そういったところに長期で行って支援するというのはこれからの大きな課題になってきているのかなという感じがいたします。

私からはそういったところでございますが、あと、副区長から何かありますか。

副区長 今、部長からもお話がありましたけれども、やはりこの間の震災を考えていくときに、この減税基金の目的が主に二つ、減税とそれから大規模災害のときの対応ということと、二つ、その要素があるわけでございます。それで、東北の被災地、被災県を見てもみますと、やはりインフラというか、建物がほとんど根こそぎ津波でさらわれていくという中で、非常に悲惨な状況が続いています。そうしますと、復興復旧には莫大なエネルギーと莫大なお金がかかるわけですけれども、それはそれでお金も必要です。あわせてやはり感じますことは、そういう、仮に震災 杉並で津波ということはちょっと考えにくいのですが、よく言われています直下型の大地震が来たときに、どれだけの資産と申しますか、インフラ、道路、建物、そういったものがきちんと残るかということも必要だなと。ですから、そこに至るためには、いざ震災が起こってからのお金というのはもちろん必要ですが、起こる前に必要な手当てというのをしていく、そのお金も現実にはかなり多額なお金になると思いますけれども、それも必要だなということを率直に感じました。それが私を感じた第1点です。

少しご質問に沿ってお話しさせていただきますと、まず、国の関係でいきますと、今、部長が申し上げたとおりですが、その後、区長会それから市長会、そういったところに災害対策基本法と災害救助法との違いと申しますか、災害対策基本法では、基礎自治体がほかの自治体と連携して救助というか救援に当たっていくと、相互に援助するというのを努力義務として定めているわけですけれども、それは総務省所管なんですね。災害救助法

の方は厚生労働省所管なんです、こちらの方は、たしか終戦直後、そのころの災害救助法をそのままずっと踏襲していますので、確かに弾力的運用ということは言うのですが、現実に法制度上は、国が県に法定受託というか委託をして、県が仕切っていくということですから。原則どおりにいけば、すべて県を通して仕事を行うというか、そしてまた、求償するとき、かかった費用を求めるときも、すべて市が県を通じて国に上げていく。国が県にやって、県が市にということなんです。災害対策基本法の基礎自治体としての役割という趣旨からいっても、災害救助法というのはいかに時代おくれかということがはっきりしてきている。はっきりしているからこそ、厚労省の方々は弾力的運用ということをおっしゃっていると思うんですね。ただ、もう、弾力的運用ではなくて、それを制度の中にしっかりと位置づけてほしいということで、先ほど言いましたように、区長会、市区長会、そして全国市長会というところに、杉並の方からもいろいろと要望を出してありまして、その成果という点では、今の時点では、全国市長会がそういう趣旨で政府に要望したというところに来ているわけです。だから、これはまた、会長も学識者という、そういうお立場から、ここでの立場というよりも、そういったいろいろなところで、ぜひ、そういうことをお知らせしていただくと助かるということで、議長会にも要請をしたり、いろいろやって、やはり制度としてしっかり位置づけてもらわないと、迅速な対応というのは非常に難しいと。

これは少し、話が長くなって恐縮ですけれども、例えば、一般的に寄附がある、日赤に寄附が集まると。日赤に対していろいろと要望していくときも、ダイレクトに基礎自治体が日赤ではないんですね。やはり、県を通すような形になっているんです。これもやはり災害救助法を援用していると思うのですが、そういうことを考えますと、基礎自治体の対応というのは非常に重要と考えております。そういう意味では、先ほど中国の四川の援助について、何とか方式という……

委員 対口方式。対口支援というんですけどね、中国語で。

副区長 ということで言われていましたけれども、そういうことを、中国とはもちろん違いますけれども、日本で言えば、そういった基礎自治体が、きちんと相互に連携した基礎自治体とともに支援していくという必要性というのは非常に大きいなと感じています。

それから、もう一点は、今の成果ということで言いますと、今日もニュースに出ているかと思いますが、今、南相馬市の一部が緊急避難準備区域となっています。いざとなったときにすぐ屋内退避できるようにという区域ですが、現実に放射線量では、非常に少ない

区域と、それから非常に高い数値を示すところと、分かれています。これが例の北西に向けてという、そういうゾーンなんですけれども。そういう点で、今回の第一原発の冷水循環が軌道に乗ったら、政府の方はそこを緊急時避難準備区域の指定を解除しようという動きが一方にあります。これについて、南相馬市の要請とすると、仮設住宅はつくれない、それから病院の入院患者は認めない、そして学校の開設は認めないという、今、制約があるのですが、それについてもスクラム支援会議で要望をしてきたところなんです。学校については、それはまだ認められていない。仮設住宅についても認めないのですが、民間の借り上げ住宅というかアパートを、避難者が借りて入る分については補助をしますというところに、まず、一つなりました。それから、病院についても入院は認めないということだったのですが、これについても大幅に緩和されることになりました。あとは、緊急時避難準備区域というものをどう指定解除するかということになってきているという状態です。

それから、その次の南相馬市の農産物ですが、これは、毎年お米を学校給食に、南相馬からお米を買いまして学校給食で使っていたんですが、今年は南相馬市はお米の作付は一切しないということ、農協として決定したそうです。お米の作付も、政府の、ここは作付は自粛ということと、それから、作付してもいいというところはあるのですが、恐れているのは風評被害で、「南相馬」というネーミングがあるだけで、仮にそこは作付していいという区域であっても、売れないと。売れないのだったら、ここは風評被害があるのだからという前提で、政府と交渉しようということで、南相馬市のエリアでは作付はやめています。ですから、南相馬市の一本こちらの相馬市の方は、作付しているんですね。そういう状況なので、バザーでは確かにネギだとかそういう販売をしてはいましたが、杉並区が行政として大量に購入するというのは非常に難しい状況になっているかなと思っています。

それから、最後に震災孤児の問題ですけれども、これは確かに今お話をお聞きしまして、非常に難しい問題ではあるのですが、この7月23日に南相馬市でスクラム支援会議を開きます。それに向けて、南相馬市の実情をいろいろと聞いてみたいと思いますし、場合によっては、そういう震災孤児についてどういう考えで、またどういう対応を求めているのかということも議題になれば、少し試してみ、いろいろお考えを聞いてみたいと思っています。

いずれにしても、南相馬市から避難してきた方が帰っていく帰還計画というのをつくっ

ていかなくはないのですけれども、その帰還計画でいろいろな障害がありまして、原発問題はもちろんあります。それ以外にも、精神障害あるいは高齢者の介護をどうするんだと、できるのかということだとかいろいろありまして、そういった障害を除去するというか、少しでもそれを減らしていくために、要望すべきことは要望できるような、そういう会議をしていきたいと思っていますので、いろいろそこは、今のお話については検討させていただきたいと思っています。

それから、最後ですけれども、師範館の卒塾生の皆様が頑張っているというのは私も承知しています。

会長 ありがとうございます。

何かございますか。どうぞ。

委員 よろしいですか。先ほどの政策経営部長のご説明に対して、少し、私は理解力が足らなかったのだと思うのですが、確認させていただきたいのは、先ほど来話題になっています相互支援協定によって、東吾妻町にいち早く避難者を受け入れて、大変喜ばれて、評価を高めているというのは重々承知しているのですが、そういうことを今回杉並区として独自でアクションを起こしたわけですけれども、それが通常のルートの県から都に話が来て、都からおりてきた場合と、というご説明があったと思うのですが、そういうケースとの違いというのは、要するにお金の負担の問題が背景にあるということでしょうか。もしそうだとすると、今回の東吾妻町での受け入れ、相互支援協定による行動というのは、杉並独自の費用負担でやられていると。通常だったらそうはならないということが背景にあるのかどうなのか。少しその辺の行政のメカニズムが、余りにわからないものですから、ご説明いただきたいと思います。

もう一つ、私は一市民の立場で、今回の震災にまつわる諸々を聞いていて感じるのは、余りにスピード感がないという、すべて、先ほどの支援金の日赤、赤十字に非常に大金がプールされているという状態に照らして、被災者の手元に、肝心かなめの被災者の明日の生活費にまで枯渇しているという、非常に矛盾したニュースを聞きますと、何でなんだろうという。とにかくスピード感というものが全くないなというのが、強烈に感じさせられるのですけれども。少し、その辺りをお伺いします。

会長 どうぞ。

政策経営部長 よろしいですか。先ほどの、いわゆる避難所という形でというのは、災害救助法の考えでいきますと、従来の考え方では県から県なんです。ですから、そうする

と、福島県が東京都なり群馬県に、要するに避難民として受け入れてほしいという、そういった要請に基づいて、例えば東京都に来た場合は東京都が、今度は各市区町村にそういった通知をします。しかし、それ以前の問題で、もう来た場合、それに基づいて、都道府県の担当者も、その場合には、幾らになりますと、今回の場合には、お一人大体5,000円ですとか、そういう形で1泊とか、施設によって違うのですが、そういったことを認めるという形が一般的なルートです。

今回の場合には、厚労省もかなりそういったことは違うということで、弾力的運用という形で来ているのですけれども、今後、求償していく場合には、そういったお話というのは随所で出てくる可能性はございます。

多分、今回のコニファーに受け入れた、そういった方々については、そういった弾力的運用という中ではなされると思いますけれども。

委員 という意味では、とりあえずその種のルートを、手続を経ないで、実行が先で、後々、後から費用分担は処理されると、そういう意味ですよ。

政策経営部長 はい。

委員 なるほど。わかりました。はい。もう当然じゃないかなという気がするのですけれどもね。

政策経営部長 ですから、それが縦割りといいますか、垂直型に、福島県からそれぞれの都道府県に来ます。都道府県の担当者もそういった要請以外のものは勝手にやったんだという形にもなりますから。従来はそのような感じなんですよ。

委員 なるほど。ありがとうございます。

会長 どうぞ。

委員 少し、本題からそれてしまうかと思いますが、今、委員がおっしゃった、杉並区には5年間も師範館というすばらしい塾が存在していたというのに関連して、今、孤児の救済についてお話しします。杉並区には、阿佐谷北三丁目あたりだと思うのですけれども、聖友ホームというのがございまして、これが終戦後、全国に先駆けて、いわゆる混血児の対応に非常になった拠点と、私は親があるいはだれかに聞きました。現在はそういったお子さんというのはむしろ国際的になって、感覚的にどうのというのは全く変わってしまったのですけれども。これは行政ではなくて、私的な資産をはたかれてと伺っておりますが、それが今も現存しているということの中で、杉並区はやはりそういう先生の基本的な養成も踏まえた上でのそういう孤児に対する救済を、ぜひ真っ先に手を挙げて進めら

れたらすばらしいと思いました。

もう一点は、ただいま副区長から、災害対策として、やはり大きく予算的なものにも取り組まねばならぬようにお聞きしたのですが。私、このたび、町会のキャップとしてお手伝いすることになりまして、改めて町会の財産、実はキャップが判こを持っておりまして、会計が通帳を持っているというのは、157ある杉町連では一般的だと思います。実際にお聞きしたことはないんですけども、周辺の方が、実は運用のほかにかかなりまとまった預金を持っているんですね。それが大体使い道に困るもので、災害基金みたいに銘打って、そのままにしてあるのが実情ではないかと思えます。私も実際に災害にこのお金をどうやって、おむすび一つにしたって、私が住んでいる二丁目は2,000世帯でございまして、一体どうするのだろうという思いがあります。今、副区長がおっしゃいました、区のそういう災害的な対策をお示しいただきますと、翻って、各町会でも、何とかそれをお手本にして、有効的にこの基金と称して、各町会が持っているものを有効活用したいと思えますので、ぜひお示しいただきたいと思えます。

少し、本題から外れてしまいました。ありがとうございます。

会長 よろしいですか。

委員 1点だけ、さっき申し上げ忘れたことがあります。職員を7名派遣していらっしゃるということ、これもまた、私はすばらしいと思っています。

テレビ等で被災地の行政の姿を見ていると、やはり行政経営力が非常に低いなと感じております。その原因は、課長クラスに至っても指示待ちで、自分で国の仕組み、県の仕組みの中でどう動かしたらいいのかということをご構想する力がそもそも不足しているという場面をしばしば目にします。私が知っている杉並区の幹部職員の方々は、そういうものを動かすのに非常に積極的に、自律的に動かれる方が多くいらっしゃるの、恐らく杉並区で経験を積んだ幹部職員のOBあたりの能力が、最も今のこの震災対応の中で生きるのではないかなと常々感じておりました。そういう意味で、職員を派遣される時も、現役の職員の方々以外にも、OBで既に管理職を経験されて、広い視野を持って構想力のある方を現地に派遣することも考えてみられてはどうかと感じている次第です。それだけ、少し、1点、つけ加えさせていただきました。

どうも失礼いたしました。

会長 はい。ありがとうございました。

少し、私の方から、個人的な意見で、会長としてではなくて。

先ほど副区長から、減税基金の一つの目的が、いわゆる災害対策のための基金をも含んでいるとお話がありました。それを考えますと、もう少し減税ということプラス災害用という、その目的の部分は大きくなっている、あるいは重要になっているということは、否めないですね。この状態が起こり得るということを考えますと。少しその辺を考えて、余り減税ということだけではなくて、もう一つの方が大きくなっているのではないかなという感じを受けましたので、感想として。

副区長 この3月11日の大震災というのは、いろいろな意味で、人と人とのつながりだとか考え方に大きな影響を与えたものだと思っていまして、確かに減税基金については、メインは減税のためと。それは10年、20年、30年と長いスパンで考えてということで、基金条例ができたわけです。その議論の過程の中で、阪神淡路大震災のような大規模な震災があったときの復旧復興で莫大なお金もかかるだろうということで、そういう要素も入れて、それに対する対策・対応ということを入れて、減税基金条例というのが構成されているわけなんです。そういうことを考えますと、これは これ以上申し上げると、少し私の私見が入ってくるような部分もありますけれども、やはり今、会長がおっしゃったように、減税の問題はそれをどう考えるのかというのが一つあるでしょうと。それから、やはり災害にどういうふうに対応していくのかということで、災害が起こった後、それから起こる前の対応の考え方ですね。これはこれで、やはりきちんと整理しなくてはいけないかなと考えております。

そこまでにとどめさせていただきます。また、委員の方からもお話が出ましたように、歴史のある社会福祉法人は、杉並区には多いんですね。本当に歴史がある。また、何よりも地元とのつながりですね。それから、現在は孤児という方だけではなくて、児童虐待から逃れる場所として使っているというのが増えてきているという、いろいろな複雑な状況もありますので、そういった状況を含めて、今の孤児に対して何か区としてきちんとできることもあるのではないかなというのは一つのご提言だと思いますし、それは先ほどお答えしたとおり、スクラム支援会議の中で、そこに至る過程のいろいろな議論もしますので、そういった中でも少し詰めていきたいなと思っています。

それから、先ほど職員の派遣のことで、少しお話もありました。行政経営力がどうかというのは、その評価は別にしましても、現実の問題で言いますと、南相馬市に、今、長期で3人、それからほぼ1週間単位で4人ずつ交代で行って、力仕事というか、足りない部分でお手伝い等を行っています。今の3人は何をやっているかということ、7月からは南相馬市

の復旧復興プランの策定をするということで、その六つの部会のうちの三つにそれぞれ入って、そこでいろいろと検討しています。南相馬市、福島県というのはやはり原発の問題が、ほかの宮城、岩手と違いますので、非常に複雑な状況だと思うのですが、そこでできる限り力を発揮するようにということでやっておりますので、そこで得た経験というものが、また杉並に戻ってきたときに生かされればいいなと思っています。

ということで、会長のお話に対する感想と、それから他の委員のお話に対する感想もあわせて申し上げました。

以上です。

会長 ありがとうございます。

それから、もう一点、これも個人的な話として聞いていただければいいのですが。私が得たお話の中に、初めて、2町ですか、書類が完全になくなった町があって、課税台帳がなく、住民台帳がなく、戸籍がなく。つまり、固定資産税もかけられない、何もかもかけられないという状態で、もちろん減免措置をしているわけですが、まさに行政としては想定外のことが起きた。これが大変な足かせになったという話を伺いました。つまり、これは正しいかどうかわかりませんが、選挙すらできない状態で、選挙人名簿ももちろんないと。この辺の情報、今の場合ですと、戸籍に関しては法務省に写しがあったので、それを全部引っ張り出しているということなんですけれども。

こういう情報の基本台帳的なものは、対策がなされているのですか。これは個人的なものも含めて伺っているんですけれども。まあ、あり得ない状態だとは思いますが。

政策経営部長 よろしいですか。たしか、町の役場が全部壊滅したような状態のところも二つか三つありました。当区の場合には、住民基本台帳ですから、全部コンピューター処理していますので、そのデータについては、別に保管もしながら、何か災害があった場合の対応もしていますので、仮にこの区役所が、直下型地震で全部壊滅したとしても、そのデータが完全になくなるということはないと思います。いずれにしても、そういったことがあってはならないと思いますので、耐震性とかそういったことを含めて、二重三重にやっつけていかなければいけないなということは考えています。

会長 はい。全く個人的な、どういう状況になっているかなという話ですので。

さて、何かほかにご質問ございますか。よろしゅうございますか。

(なし)

会長 はい。それでは、先ほどの審議案件に関しましては、審議しました運用計画につ

いて適当と認め、区長に答申を差し上げたいと思います。後ほど私の方から区長に答申をお渡しすることになると思います。そのような準備手続を進めさせていただくということです。

報告事項に関しましては、お話を伺ってご意見を述べさせていただいたということで、この委員会とは直接関係ないことかも知れませんが、間接的に恐らく影響を持っているだろうということですので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。これをもって閉会させていただきたいと思います。お疲れさまでした。